

## 排出油防除措置の実施に関する契約書

株式会社（以下「委託者」という。）と独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）とは、平成 年 月 日 時 分頃、 付近において発生した 号に関する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 8 条第 1 項第 1 号に規定する特定油の排出事故について、委託者が行うべき排出油の防除措置のために必要な作業（以下「作業」という。）の実施に関し、次のとおり締結する。

### 〔解釈〕

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法律」という。）第 3 8 条第 1 項第 1 号に規定する特定油の排出事故が発生した場合の 2 号業務（法律第 4 2 条の 2 5 第 2 号）委託契約書である。

### （主 旨）

**第 1 条** 委託者は、委託者にかわって海域における作業を実施することをセンターに委託し、センターは誠意と最善の注意をもって有効かつ適切に作業を実施する。

### 〔解釈〕

センターが実施する作業の範囲は、具体的は第 2 条に掲げる作業内容であって、かつ法律に定めるセンターの目的が「海上における災害の発生及び拡大の防止」となっていることに鑑み、海域（最高高潮面まで）の作業としている。

### （作業の内容）

**第 2 条** センターの実施する作業の範囲は、次の各号の全部又は一部とする。

- （ 1 ）オイルフェンスの展張その他の排出された油の拡がりの防止のための措置
- （ 2 ）排出された油の回収
- （ 3 ）油処理剤等薬剤の散布による排出された油の処理
- （ 4 ）その他の双方協議のうえ行う排出された油の防除に関連する措置

### 〔解釈〕

- （1）排出油事故をおこした場合、船舶所有者等が講じなければならない措置は、省令第 3 2 条に規定されている。
- （2）本条において作業の内容を限定したのは、排出油事故が発生した場合、船舶所有者等が直接自分で作業を実施することもありうることからセンターは例示した作業についてもその全部又は一部に限定して実施することとしたものである。

- (3) センターは船舶所有者等から委託があった場合、本契約に基づいて作業を実施することになるが、センターが排出油の防除に関する作業を本契約によって実施するからといってP I 保険と海上保険の関係には、何等影響を及ぼすものではないと考える。

(作業の実施)

**第3条** センターが実施する作業は、センター及びセンターがあらかじめ契約を締結している防災措置実施者(以下「契約防災措置実施者」という。)により実施するものとする。この場合において、契約防災措置実施者のなした行為はセンターの行為とみなす。

[ 解釈 ]

- (1) 民法の委任規定では、再委任する場合には委託者の了解をとりつけておく必要があるためセンターは作業の実施を下請に出す旨を本条に明文化することによって本契約においては再委任できることを明確にしている。また、センターはほとんどの排出油事故の場合、契約防災措置実施者を使用して作業を実施することになるが、船舶所有者等に対しては、センターが契約防災措置実施者の行為についての責任を負担することをみなし規定をおくことによって明らかにしている。
- (2) センターは民法の委任に関する規定に準拠し、船舶所有者等の指示に従って作業を実施する。なお、事故が発生した場合の実態としては、海上保安部署が中心となって認置する対策会議等で各機関(船舶所有者等を含む)が協議して作業を円滑に実施することになる。
- (3) センターは、防除作業を実施するにあたり、船舶所有者等と協議した防除作業の方法よりもさらに有効な方法について海上保安庁から指示、助言を受けた場合は、センターはこれを船舶所有者等に通知し、防除作業を実施する。
- (4) 船舶所有者等は、センターとの間で本契約を締結したからといって、平行的に特定の業者を使用して船舶所有者等自身が措置を講ずることを妨げるものではなく、また、船舶所有者等が特定の契約防災措置実施者を使用することを求めた場合は、できる限りその意図に添うよう配慮する。

(報 告)

**第4条** センターは、作業実施中、委託者に適宜又は委託者の指示により経過報告を行うとともに作業方法を協議し、作業終了後は遅滞なく当該作業の内容及び結果を記載した報告書を委託者に提出するものとする。

[ 解釈 ]

センターは、作業実施中は船舶所有者等に対し随時防除作業の状況等を報告するなど船舶所有者等との連絡を密にし、また、作業終了後はセンターの作業状況の確認を得る

ため、報告書を提出することになっている。

(費用の請求及び支払)

**第5条** センターは、次の各号の費用を委託者に請求するものとする。

- (1) 契約防災措置実施者作業経費
  - (2) センターが保有し、本作業に使用した船艇、資機材等の経費
  - (3) センター経費
  - (4) その他作業に関連する経費で委託者とセンターが別途合意した経費
- 2 前項の費用の決定並びに支払方法については、双方の協議によるものとする。
- 3 費用のうち、作業のために消費した薬剤その他の資材に関しては、双方協議のうえ現物をもって現金の支払いにかえることができる。
- 4 委託者は、センターから前項により決定された費用の請求を受けたときは、これを速やかに支払わなければならない。また、請求の日から3ヶ月以内に支払がないときは、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)」に定められた割合による遅延利息を付する。

[解釈]

- (1) 費用の請求は、防除措置能力の評価、事業者の本来業務における賃金体系等様々な要素を考慮して決定する必要があるので、前例及び従来からの慣行等を参考にしながら当事者間で協議して決定することとする。
- (2) センターは立ち上りを迅速にすることによって、被害の拡大の防止に努めるとともに投入する船艇、人員、資機材を最少限度にするよう努力することによって経費の低廉化を図り、全体の経費が従来の措置に要した費用よりも下廻るよう最善の努力をする方針である。また、防災措置実施者に対しては、費用に関する関係者間の調整事務の迅速化を図り、費用の支払を速やかに実施するよう努めることとする。
- (3) センターが行う費用の請求は、関係者との協議が全て整った後に行うことにしているので、この請求を受けた委託者側からの支払いは、速かに行われるものと思われるが、万一の場合を考慮して請求から3ヶ月経過した後の延滞金を定めた。また、遅延利息の割合は、毎年見直しされる大蔵省告示(現財務省)の率によることとした。

(責任の負担)

**第6条** センターが実施した作業に基づき発生した損害については、センターがその責任を負担する。ただし、センターが委託者の指示に従ってなした行為により発生した損害等センターに過失なくして発生した損害についてはこの限りではない。

[解釈]

本条は、船舶所有者等とセンター、並びに別契約によるセンターと契約防災措置実施

者の責任関係がそれぞれ関連をもった条項となっている。

即ち、センター及び契約防災措置実施者の過失による損害は、センター及び契約防災措置実施者の負担となり、過失によらないで第三者に与えた損害は、被害者たる第三者から船舶所有者等に対して損害賠償請求が行われ、それを支払った船舶所有者等がセンター及び契約防災措置実施者へ求償するということはありません。

#### (契約の解除)

**第7条** いずれの当事者も、相手方に通知することによって、いつでも本契約を解除することができる。

2 委託者に次の各号の一つに該当する事由が生じた場合、センターは委託者に通知することによって、本契約を解除することができる。

(1) 契約の条項に違反があり、催告によっても違反が解消されないとき。

(2) 破産、会社更正手続開始、会社整理開始、特別清算開始及び民事再生手続開始の申立を受けたとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は、事業を廃止、解散したとき、その他外国人ないし外国法人についてはこれに相応する所屬国での手続きがあったとき。

(3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 対象船舶に適切な船舶保険及びP & I 保険が付保されていないことが判明したとき。

3 前2項は、いずれかの当事者の損害賠償請求も妨げない

#### [ 解釈 ]

(1) 本条は、民法第651条(委任の解除)「委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。」の規定と関係している。

(2) 本契約では、排出油事故における作業を実施することとしていることから、委託者側が十分な支払い能力を有しないことが判明した場合、本条において、センターは、本契約を解除し又は本契約に基づく義務の全部若しくは一部を行わないことができる旨を委託者側に明示しておくこととした。特に、海上での事故処理には莫大な経費が必要となる場合があるので、対象船舶に適切な船舶保険およびP & I 保険の付保も条件に加えている。

#### (紛争の解決)

**第8条** 本契約は、日本法に従い解釈し、本契約に規定のない事項及び契約内容等に紛争が生じた場合は、当事者双方誠意をもって協議する。

**第9条** 本契約の履行に関して委託者とセンターとの間に争いが生じた場合は、横浜地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

#### [ 解釈 ]

紛争時における仲裁については、本契約において明文化されていないが、事務処理を円滑に実施するため当事者双方が合意すれば日本海運集会所の仲裁に付することをさまたげるものではない。

紛争が生じた場合には、第8条により当事者双方が誠意をもって協議する。即ち、話し合いによって解決を図ることを原則としているが、それでもなおかつ協議が整わないで裁判に付する場合の管轄裁判所を横浜地裁とすることになっている。

(契約期間)

**第10条** 本契約は、第5条に定める費用（同条第4項に定める延滞金があるときは、これを含む。）の支払いが完了したときに終了するものとする。

[ 解釈 ]

本契約は、排出油事故が発生した場合に、船舶所有者等がセンターの性格及び能力を認めた上で締結する一事故限りの委託契約である。従ってその契約期間については事故処理に係る費用の支払いとの関連で決めているが費用の支払いが分割による支払いもありうることから支払いが完了したときに終了することになっている。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住 所  
氏 名

住 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号  
氏 名 独立行政法人海上災害防止センター  
契約担当役 理 事 長